

船舶事故調査報告書

令和6年6月26日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	令和5年11月5日 13時00分ごろ
発生場所	島根県西ノ島町三度埼西方沖 三度埼灯台から真方位270° 1.9海里（M）付近 （概位 北緯36°04.0′ 東経132°54.5′）
事故の概要	漁船小東丸は、東進中、転覆した。
事故調査の経過	令和5年11月28日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者からの意見聴取手続は、本人が本事故後に死亡したため、 行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 小東丸、0.7トン SN3-18857（漁船登録番号）、個人所有 第272-11474号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	濡損（全損）
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 4、視界 良好 海象：波向 南東、波高 約2.0m
事故の経過	<p>本船は、船長1人が乗り組み、三度埼南方の陸岸に近い、比較的波が穏やかな海域で引き縄漁を行っていた。</p> <p>船長は、出航前に当日の西ノ島西方沖の波高が約1.5～2.0mになることを確認し、南東の風の陰になる三度埼南方の陸岸近くを漁場としたが、本船より少し大型の僚船が三度埼の西方沖で漁を行っていたのを見て、本船も同海域で漁を行うことができると思い、同沖に移動した。</p> <p>船長は、漂泊して1本釣り漁を始めたが、本船がいつもより沈んでいると感じ、船底を確認したところビルジが溜まっていることに気付いた。</p> <p>本船は、喫水が深いことに加え、波高約2mの波を受けて海水が打ち込み、甲板上に海水も滞留して右舷側に少し傾いた。</p> <p>船長は、近くの西ノ島町三度漁港に避難しようと思い、約5ノットの対地速力で東進を開始したが、本船は、右舷船首方から2回大きな波を受けて海水が打ち込み、甲板上に更に海水が滞留した。</p> <p>船長は、危険を感じ、近くにいた僚船に電話で救援を依頼したが、本船は、右舷側に傾いていき、転覆した。</p> <p>船長は、落水後、転覆した本船の船底によじ登り僚船の到着を待ち、来援した僚船に救助された。</p>

	<p>船長は、救命胴衣を着用していた。</p> <p>本船は、転覆後沈没した。</p> <p>船長は、本船が係留中に船底にビルジが溜まるので、時折市販の乾電池式ポンプを使用して排水を行っていた。</p> <p>船長は、出航前にビルジの量を確認しておらず、排水用のポンプを船内に設置していなかった。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図 参照)</p>
<b>分析</b>	<p>本船は、東進中、船底にビルジが溜まり、喫水が深い状況下、波高約2mの波を右舷船首方から受けて海水が打ち込み、甲板上に海水が滞留したことから、右舷側に傾き、復原性を喪失して転覆したものと考えられる。</p> <p>船長は、出航前に船底のビルジの量を確認していなかったことから、船底にビルジが溜まり、喫水が深い状態になっていることに気付かず、また、排水用のポンプを設置していなかったことから、船底に溜まったビルジを排水できなかったものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、本船が、東進中、船底にビルジが溜まり、喫水が深い状況下、波高約2mの波を右舷船首方から受けて海水が打ち込み、甲板上に海水が滞留したため、右舷側に傾き、復原性を喪失して転覆したものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小型漁船の船長は、自船の堪航性を考慮した上で、安全な海域で操業すること。</li> <li>・ 小型船舶の船長は、出航前にビルジの量を確認し、ビルジがある場合は排水を行ってから出航すること。</li> </ul>

付図1 事故発生場所概略図

